

# 令和3年第2回川西町 議会定例会会議録

令和3年6月11日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

## 出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

令和3年6月11日 金曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

日程第 5 報告第3号 令和2年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和3年度事業計  
画について

日程第 6 報告第4号 令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和3  
年度事業計画について

日程第 7 報告第5号 令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告について

日程第 8 議第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認  
について

日程第 9 議第31号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処  
分の承認について

日程第10 議第32号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決  
処分の承認について

日程第11 議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 議第38号 町有地の貸付けについて
- 日程第14 議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案の委員会付託
- 日程第18 請願の負託
- 請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願
- 請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る5月21日、本町を会場に、置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。

議事については、令和2年度歳入歳出決算の認定について、令和3年度事業実施計画について、令和3年度補正予算（第1号）について、県町村議会議長会臨時総会提出議題等についての提案がなされ、それぞれ原案のとおり認定並びに可決されました。また、役員の任期満了による改選が行われ、会長に本職鈴木幸廣、副会長に高野小国町議会議長、監事に今野白鷹町議会議長が就任いたしました。

次に、5月27日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、議長及び副議長の選挙が行われました。議長には菅野飯豊町議会議長が、副議長には浅野長井市議会議長が当選されました。

続いて、令和2年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）及び令和2年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負

契約の一部変更について、組合有財産（消防ポンプ付救助工作車）の取得について、置賜広域行政事務組合公告式条例の一部改正について、令和3年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）が提案され、それぞれ原案のとおり承認、可決されました。また、欠員の監査委員の選任が提案され、米沢市議会選出の鳥海隆太氏を選任することについて、原案のとおり同意されました。

次に、5月28日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、副議長の選挙が行われ、副議長には柴田正人県議会議員が当選されました。

続いて、令和3年度置賜広域病院企業団事業会計補正予算（第1号）が提案され、原案のとおり可決されました。また、監査委員の選任が提案され、本町議会選出の渡部秀一氏を選任することについて、原案のとおり同意されました。

次に、5月31日、山形市山形グランドホテルを会場に、知事を囲む市町村自治振興懇談会が開催されました。この懇談会は、県の令和3年度の県政運営について説明を受けるとともに、県内の地域づくりの課題について意見交換を行うことを目的に、山形県市議会議長会及び山形県町村議会議長会が主催したもので、県当局からは吉村県知事、みらい企画創造部長及びみらい企画創造部市町村課長が、議会側から県内市町村議会議長等が出席いたしました。

初めに、みらい企画創造部長から令和3年度の県政運営について講話をいただいた後、地域住民が安心して暮らせる医療体制の確保について、医師等医療人材の確保対策の推進について、県施工河川事業等の推進について、令和2年7月豪雨災害に関する河川等の復旧及び整備について、日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について、置賜地域における主要道路の整備促進についてが県内各地方の代表者から出され、さらに意見交換がなされました。

次に、6月1日、本町において、山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、令和2年度山形県町村議会議長会収入支出決算が提案され、承認されました。また、各地方からの提出議題9件が提案され、原案のとおり可決されました。なお、置賜地方町村議会議長会からは、置賜地域における主要道路網の整備促進について、そして自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援についての2件を提案いたしました。

次に、役員の改選が行われ、鈴木君徳大蔵村議会議長が県町村議会議長会会長に選任されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 3月以降の町政の報告をさせていただきます。

3月3日から19日まで、第1回川西町議会定例会が開催されました。

3月12日から6月7日までの間、6回にわたり川西町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町内の感染者対応やワクチン接種について協議を行いました。

3月22日、第4回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、令和2年度飲酒運転撲滅、冬道の交通事故防止強化旬間実施結果及び令和3年度山形県交通安全県民運動実施要綱について報告を行った後、令和3年度事業計画並びに春の交通安全県民運動の実施等について協議し、関係機関、団体と連携し、町民が安全で安心して生活できる川西町の実現を目指すことを確認いたしました。

3月27日、町民総合体育館などの管理運営をはじめ、町のスポーツ振興に携わってきた一般財団法人川西町体育振興公社の解散式が執り行われました。式に当たっては、昭和56年以来、39年間の長きにわたり業務に当たってこられた4名の公社職員に対し、その功績をたたえ、町から感謝状と記念品の贈呈を行いました。

3月29日、川西町緑と愛と丘いきいき顕彰贈呈式を執り行いました。新型コロナ感染防止対策に役立てていただきたいと高額な寄附金を頂いた株式会社殖産工務所様、株式会社ニューメディア様並びに米沢信用金庫様の三者それぞれに、川西町緑と愛と丘いきいき顕彰いきいき愛部門の顕彰状を贈り、感謝の意を表しました。

3月30日、第3回川西町議会臨時会が開催されました。

4月1日、町職員辞令交付式を行いました。

4月4日、令和3年度川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部46名、新入団員9名が対象でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、全員の出席を控え、各代表者へ辞令が交付されました。なお、今年度は齋藤二男団長以下、総勢524名の体制で消防防災活動を推進してまいります。

4月8日、川西町自治会長会議を開催いたしました。開会后、長年自治会長を務められましたお2人の永年勤続表彰を行った後、153名の自治会長に委嘱状を交付いたしました。

会議では、自治会長の業務や役場各課の業務などについて説明した後、意見交換を行いま

した。

4月17日、川西町役場新庁舎完成記念式を行いました。

4月25日、令和3年度川西町消防団春季消防演習を行いました。新型コロナウイルス感染防止のため火災防御訓練と式典のみとし、式典では、来賓として安孫子義浩置賜総合支庁長、鈴木幸廣議長にご出席をいただき、観閲及び表彰のみを実施いたしました。

4月30日、川西町役場閉庁式を行いました。鈴木幸廣議長、多田敬吉川西町職員退職者会副会長にご出席をいただき、庁舎正面玄関前にて国旗、町旗の降納並びに正面玄関の施錠を行い、62年間にわたり町民生活を守ってきた町の基幹施設としての役割に終止符を打ちました。

5月3日、令和2年度成人式及び令和3年度成人式を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度については1年遅れの開催となりました。参加者を県内在住者とし、令和2年度は32名、令和3年度は64名の新成人が参加しました。また、インターネットで、参加できない方やご家族に式典の様子をライブ配信いたしました。

5月6日、川西町役場新庁舎開庁式を行いました。鈴木幸廣議長にご出席をいただき、新庁舎正面玄関前にて国旗、町旗の掲揚及びテープカットを行い、新たな庁舎での業務を開始いたしました。

5月7日、第4回川西町議会臨時会が開催されました。

5月14日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月21日、第5回川西町議会臨時会が開催されました。

5月31日、置賜総合支庁において、舩山現人県議会議員にご同席をいただき、町議会と共に令和4年度川西町重要事業要望活動を行いました。冒頭、要望書を安孫子義浩置賜総合支庁長に手交した後、町側から22項目中、新規要望を中心に5項目を説明し、県側の回答をいただき、意見交換を行いました。

6月4日、川西町自治会長連合会第1回定例会を開催いたしました。本年度役員の選出が行われ、会長には小松地区会長の山口徳夫さん、副会長に犬川地区会長の奥村邦彦さんが選出されました。会議では、連合会の年間予定の説明を行うとともに、新型コロナウイルス感染症について、現状及びワクチン接種の取組等を報告し、意見交換を行いました。

続いて、入札執行状況についてお知らせいたします。

3月29日、工事名、二井町地内水路整備工事、落札金額2,420万円、落札者、有限会社米野建設、代表取締役米野 透、以下記載の6件の入札を執行いたしました。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

7番伊藤 進君、8番神村建二君、ご両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日6月11日より6月24日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

---

◎報告第1号 令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

○議長 日程第3、報告第1号 令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。本日付であります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第1号 令和2年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。



地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

令和3年6月11日、本日付提出、町長名でございます。

1枚資料をめぐっていただきまして、繰越計算書になります。

上の項目、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その右側については財源内訳であります。既収入特定財源、これは2年度のうちに収入済みとした財源となります。

今回は新庁舎整備事業の分1件のみでございます。それ以外は未収入特定財源、国あるいは県の支出金、町債、これらは4月以降に実施あるいは納入するものになります。一般財源については、既に2年度の予算から繰越し済みでございます。

一番上の段、2款1項、事業名が新庁舎整備事業、以下17事業でございます。合計いたしまして、金額ですが30億4,959万5,000円、このうち翌年度に繰り越す額といたしまして4億4,532万8,000円でございます。

各財源内訳並びに個別の事業の事業費等については、こちらの資料をご覧いただきたいというふうに存じます。

令和3年5月31日付、これは出納整理期間の最終日で調製をしたものでございます。町長名でございます。

続きまして、もう1枚の資料がございます。

こちらのA3判の横の資料になります。こちらで各事業の内容等についてご説明を申し上げます。

2款1項、事業名が新庁舎整備事業でございます。契約・交付決定（予定）日並びに完了（予定）日については、各項目ご覧いただきたいと思っております。

事業概要ですが、防災設備移転並びに庁舎LAN配線整備工事等による繰越しでありまして、新庁舎の開庁に合わせた移転、あるいは工事等が必要なため、この部分を繰り越すものでございます。

続いて、2つ目でございますが、2款3項戸籍電算化システム整備事業、事業概要は戸籍情報システム改修業務でございます。これは、コロナの影響でソフト開発が遅れたため、繰り越すものでございます。

続いて、3款1項障がい介護給付費等事業、報酬改定等によるシステムの改修でございます。これは、報酬改定内容の確定が2月以降ということで、年度内完了が困難であったため繰り越すものでございます。

続いて、6款1項担い手確保・経営強化支援事業、農業担い手に対する農業機械等導入補助であります。これは国の交付決定が年度末となったため、全額繰り越すものでございます。

続いて、6款1項ため池緊急防災体制整備促進事業、これは、ため池緊急防災体制整備促進事業（東沢地区1か所）であります。冬期間により事業完了が困難であるため繰り越すものでございます。

続いて、6款1項二井町地内水路整備事業、二井町地内の水路整備であります。国営の水路等の関連で、関係機関との協議に時間を要したということから繰り越すものでございます。

続いて、7款1項新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、これはプレミアム商品券の販売で、コロナ対策で追加した事業でありまして、年度内完了が困難であるため繰り越すものでございます。

続いて、8款2項虚空蔵山西線道路改良工事、これは町道虚空蔵山西線の道路改良工事、国の追加交付決定が年度末であったため繰り越すものでございます。

続いて、8款2項菊田桧線道路改良工事、町道菊田桧線の道路改良工事であります。工事に係る物件移転に時間を要したため繰り越すものでございます。

続いて、10款2項小学校施設空調設備整備事業、小学校、小松小並びに玉庭小の施設空調設備整備事業で、冬期間の工事完了が困難であるため繰り越すものでございます。

続いて、10款2項小学校費、その次、10款3項中学校費、どちらも学校保健特別対策事業でありまして、小学校並びに中学校における新型コロナウイルス感染予防対策としまして、指導者用のデジタル教科書の整備等に係るものでございます。

続いて、10款5項教育振興費、川西町交流館整備事業、新型コロナウイルス感染予防対策として、空調並びにトイレの整備を行うものでありまして、先ほどの学校の指導者用の電子教科書の整備と合わせてであります。コロナ対策で追加実施する事業で、年度内完了が困難であるため繰り越すものでございます。

続いて、11款1項農業施設災害復旧事業（単独）、農業施設小規模災害復旧工事（小松地区1か所、玉庭地区5か所）の工事であります。

続いて、11款1項農業施設災害復旧事業（補助）、これは耕地災害復旧工事、玉庭地区内の2か所でございます。

続いて、11款1項民有林林道災害復旧事業（補助）、林道内山沢線災害復旧工事でありま

す。

続いて、11款2項公共土木施設災害復旧事業、町道温井線、矢の沢線災害復旧工事であります。

災害復旧関係4件につきましても、冬期間の工事が困難であるため繰り越すものでございます。

以上17件のうち、追加が2事業、変更が2事業ございます。これらの内容については、議第30号の専決補正でご説明を申し上げます。

繰越計算書の説明については以上でございます。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 日程第4、報告第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

内容につきましては、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、私のほうから報告第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日付、町長名でございます。

めくっていただきまして2枚目でございますが、令和2年度川西町下水道特別会計繰越明許費の繰越計算書でございます。

2款下水道事業費、1項下水道建設費でございます。事業名については公共下水道事業(補助)でございます。金額3,000万の予算のうち、翌年度繰越額については546万3,000円を繰り越すものでございます。この財源につきましては、国庫支出金として273万2,000円、

それから町債として270万円、一般財源については3万1,000円でございます。

令和3年5月31日、町長名でございます。

次に、概要をもって説明を申し上げたいと思います。

概要の資料については、まずA3判の横版の概要書と、本日机上配付させていただきましたが、追加資料の図面がございますので、そちら2つで説明をさせていただきます。

まず、A3の横版のほうであります。概要でございますが、公共下水道事業（補助）ということで、事業につきましてはメディカルタウンの污水管の布設工事、国の交付金を活用した事業でございますが、これにつきまして3年度に繰り越しながら、令和4年3月31日をめどに実施をしてみたいというところでございます。

具体的な工事の概要でございますが、本日追加資料といたしました工事箇所図、A3判の縦版でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

メディカル周辺の地図でございますが、ちょうど工事箇所図の空白の部分、ここが置賜公立病院というところでございます。ちょうど真ん中の道路でございますが、まず令和2年度実施しました事業でございますが、赤の点線にしていますが、高田仲沖線、それから町道八幡林線、ここにつきまして2年度は施工をさせていただきました。あわせて、菊田松線でございますが、こちらにつきましても247メートルほど污水管の布設をさせていただきましたが、543万の繰越につきましては、この図面の左側のほうにございますが、令和3年度で宅地造成の予定内に道路整備がされる予定でございますが、この中に污水管路を令和3年度で計画をしておりますが、この中の一部として交付金を繰り越したものを活用する予定でございます。

以上、報告を終わりたいと思います。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第3号 令和2年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和3年度事業計画について

○議長 日程第5、報告第3号 令和2年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和3年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第3号 令和2年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和3年度事業計画について、報告をさせていただきます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、報告第3号 令和2年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和3年度事業計画について、ご報告、ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度川西町土地開発公社の経営状況及び令和3年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

お手元にお配りしております令和2年度川西町土地開発公社決算書をご覧いただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただいて、1ページでございます。

事業報告書、1の事業報告、(1)から(3)までそれぞれの内容がございしますが、恐れ入りますが、決算書最後の13ページの裏面にこの場所の地図を添付してございますので、そちらについてもご確認をいただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

この1ページの(1)と地図の(1)、番号を合わせてございますので、まず場所のほうのご確認をお願ひしたいと思います。

地図のほうをご覧いただきたいと思ひます。

(1) 開発用地、これにつきましては、中小松地内でございまして、コメリさんの向かい側の土地ということになります。

(2) につきましては、尾長島工業団地内の用地でございまして、現在、エーアンドエー工業さんのあります西側の用地でございまして。

(3) 工業団地附帯用地でございしますが、これも尾長島工業団地内でございまして、ミユキ精機さん前の入り口の部分に1か所ございまして、この部分でございまして。

以上3か所でございまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、1ページのほうにお戻りいただきたいと存じます。

1の事業報告でございまして。

(1) 代行用地ということで、開発用地の売却促進を図ってまいりました。これにつきましては、町からの委託を受け、買収した土地について、町に対する売却促進を図ったところでございまして。所在地につきましては大字中小松、面積については1,893.15平米、今年度動

きがございませんでしたので、事業費はゼロでございます。

(2) 完成土地等、尾長島工業団地内企業誘致用地の維持管理を行い、売却促進を図った。大字尾長島地内でございまして、面積は2,148.73平米、事業費は2万6,083円、これは敷地内の草刈りの委託料ということで支出してございます。

(3) 開発中土地、尾長島工業団地内附帯用地の取得に努めたところでございます。同じく大字尾長島地内、面積は1,028平米、取得額については、進展がございませんでしたのでゼロでございます。全体の共有地でございまして、96の持分のうち、公社としての所有は66ということになってございます。

2の理事会及び監査会の開催状況報告でございます。

(1) 理事会につきましては、2回開催しておりまして、内容については決算及び予算というふうなことになってございます。

(2) の監査会につきましては、決算前の監査会ということで1回開催しているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

3の役職員に関する報告でございます。

(1) 役員の構成、役員は理事9名、監事2名をもって構成しているところでございます。

(2) 役職員名簿、令和3年3月31日現在ということで、役員、職員の名簿を記載してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

財産目録でございます。

区分の中の資産の部でございます。

1の流動資産でございますが、(1)の現金及び預金、イの普通預金、ロの定期預金という中身になってございます。現金及び預金は857万1,182円、(2)の代行用地、これは開発用地でございまして、1,803万5,488円、(3)完成土地等でありまして、企業誘致用地でございまして946万7,373円、(4)開発中土地、工業団地内の附帯用地でございます。181万826円、資産の部の流動資産といたしましては3,788万4,869円でございます。

2の固定資産、(1)有形固定資産、パソコン一式でございまして、12万500円でございます。

資産の合計として3,800万5,369円となっております。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

貸借対照表でございます。

資産の部、1 流動資産、(1) 現金及び預金、(2) 代行用地、(3) 完成土地等、(4) 開発中土地、合わせまして流動資産合計は3,788万4,869円でございます。

2 固定資産、(1) 有形固定資産18万1,500円、減価償却累計額は6万1,000円でございます。有形固定資産合計は12万500円でございます。

資産合計といたしまして3,800万5,369円でございます。

資本の部、1 資本金、(1) 基本財産500万円、これは町からの出資金でございます。

資本金合計は同額の500万でございます。

2 準備金、(1) 前期繰越準備金3,302万3,614円、(2) 当期純損失1万8,245円、準備金合計3,300万5,369円。

資本合計3,800万5,369円でございます。

5 ページをご覧いただきたいと存じます。

損益計算書、1 販売費及び一般管理費でございます。(1) 人件費、(2) 経費、事業損失といたしましてマイナスの13万4,137円でございます。

2 の事業外収益、(1) 受取利息、(2) 雑収益を合わせまして、事業外収益合計は11万5,892円、経常損失として1万8,245円、当期純損失1万8,245円でございます。

6 ページをご覧いただきたいと存じます。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 事業活動によるキャッシュ・フロー、(1) 人件費支出、これは理事会、監査会等の報酬でございます。(2) その他の業務支出ということで、消耗品、公租公課等々でございます。合わせまして、小計7万3,137円の支出になってございます。

(3) 利息の受取額が716円、(4) 雑収益で11万5,176円、事業活動によるキャッシュ・フローといたしまして4万2,755円でございます。

2 の投資活動によるキャッシュ・フロー、3 の財務活動によるキャッシュ・フローは、動きがございませんでした。

4 現金及び現金同等物期首残高852万8,427円、5 現金及び現金同等物期末残高857万1,182円でございます。

7 ページをご覧いただきたいと存じます。

令和2年度利益金計算書。

1 前事業年度繰越準備金3,302万3,614円、2 当事業年度純損失1万8,245円、3 剰余金

3,300万5,369円、これを次のとおり処分するをいたしまして、翌年度繰越準備金といたしまして3,300万5,369円でございます。

8ページからは収入支出決算報告書ということで、ただいまご説明申し上げました内訳でございますので、後ほどご確認を賜ればと思っております。

10ページにつきましては資本的支出の内容でございます。これにつきましても後ほどご確認いただきたいと思いますと思いますが、これにつきましては、工業団地内の附帯用地の取得費として3万円を計上しているところでございます。

続きまして、11ページ、横版になりますが、ご覧いただきたいと思います。

事業資産明細表でございます。

代行用地明細表、一番上段でございます。開発用地でございますが、期首の面積、金額に対しまして当期の増減はございませんので、期末につきましても面積、金額とも同面積、同金額となっております。

完成土地等の明細表でございます。これは企業誘致用地でございますが、これも同じく期首の面積、金額に対しまして当期の増減がございませんので、期末の内容についても面積、金額、同面積、同金額となっております。

開発中土地明細表でございます。工業団地の附帯用地ということで、これにつきましても期首の面積、金額に対しまして当期の増減がございませんので、面積、金額とも同額となっているところでございます。なお、改めまして申し上げまして、96分の66という持分となっております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。

有形固定資産明細表でございます。

資産の種類、パソコン一式、取得原価は18万1,500円でございます。当期減価償却費6万1,000円ということで、差引きの期末残高については12万500円ということでございます。定額法で償却しておりまして、令和2年3月購入のパソコンでございます。

次に、13ページには監査の報告等々を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

一番最後は保有土地位置図ということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、お手元に配付しております令和3年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書、これについてご覧いただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。



令和3年度川西町土地開発公社予算でございます。

公社の予算については、次の定めるところによるということで1条で定めまして、2条、重点事業ということで、令和3年度の重点事業については、(1)開発用地の売却、(2)企業誘致用地の売却、(3)工業団地附帯用地の取得ということで、先ほど決算で申し上げました内容につきまして売却の促進を図っていく、または附帯用地の取得を目指していくという内容になってございます。

第3条収益的収入及び支出でございますが、まずは収入につきましてご説明申し上げます。

第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益1,836万5,000円、これは開発用地でございます。

第3項土地造成事業収益、これについては企業誘致用地でございます536万1,000円。

第2款事業外収益、第1項受取利息で存目の1,000円でございます。

収入合計2,372万7,000円。

支出でございます。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価1,803万5,000円、これは開発用地でございます。

第3項土地造成事業原価946万7,000円、これは企業誘致用地でございます。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費については、公租公課、消耗品等々の事務経費でございます36万2,000円でございます。

支出合計2,786万4,000円、収益的収入支出差引額はマイナスの413万7,000円でございます。これにつきましては、第3項の土地造成事業原価、企業誘致用地につきまして、収入として見込んでいるのが、土地造成事業収益として946万に対して536万1,000円として見込んでございますので、このような差引額になってございます。

資本的支出、第4条資本的支出の予算につきましては次のとおりということで、不足いたします3万円は損益勘定留保資金で補填するとしてございます。

支出、第1款資本的支出、第3項土地造成事業費、これにつきましては共有地の取得を見込んでございます。

支出合計3万円。

長期借入金、第5条長期借入金の限度額は17億円と定めているところでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと存じます。

2ページは、ただいまの第1表の別表でございます、事業実施計画でございます。記載

内容についてはただいま申し上げたとおりでございます。それに対する資金計画書でございますので、後ほどご確認いただければと思っております。

また、3ページにつきましては収入支出予算事項別明細書、4ページは資本的支出の明細書を添付してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

5ページをご覧いただきたいと思います。

川西町土地開発公社役職員の名簿でございます。令和3年4月1日現在の名簿でございます。役員は理事10名、監事2名をもって構成してございます。理事が1名増加したところがございます。これは町の組織改編に伴っての内容ということでございます。理事は10名ということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第4号 令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告  
及び令和3年度事業計画について

○議長 日程第6、報告第4号 令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和3年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第4号 令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和3年度事業計画について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、株式会社ダリヤパークサービスに対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容につきまして、井上産業振興課長から説明させますので、よろしくお願申し上げます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和3年度事業計画についてご報告を申し上げます。

報告第4号 令和2年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和3年度事業計画についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度株式会社ダリヤパークサービスの経営状況及び令和3年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、お手元にお配りをしてございます第26期（令和2年度）の営業報告、そして第27期（令和3年度）の事業計画書、これをご報告申し上げます。

まず最初に、第26期（令和2年度）の事業についてのご報告を申し上げますが、本日ご報告を申し上げます内容につきましては、5月18日でございますが、株主総会において承認、決定をされた内容でございますので、提出のあった内容を読み上げをもってご報告とさせていただきますというふうに思っております。

それでは、第26期（令和2年度事業）営業報告書並びに決算報告書でございます。

表紙をおめくりいただきたいというふうに思います。

第26期の営業報告でございますが、期間につきましては令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。

1の営業の概要でございます。

当社は、指定管理者として、川西町浴浴センター及び川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的を基本に、公共の施設の役割を果たすべく各種事業運営に取り組みました。また、施設の管理運営については、所管課との綿密な情報交換を図りながら、基本協定書を遵守し、利用者の安全・安心となるよう努めました。

今期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により様々な場面で不安な状況となりましたが、まずはお客様及びスタッフの感染リスクを低減させるため、施設内の感染予防対策には十分な配慮をいたしました。

しかし、営業面においては、感染症拡大により、浴浴センター並びにパークゴルフ場を臨時休業（4月13日から5月15日までの間）とせざるを得ない状況にもなりました。浴浴センターにおいては、予定事業の中止や予約のキャンセルが相次ぎ、大変厳しい営業状況となりました。

このような厳しい状況の中において、コロナ禍における新しいスタイルでの宴会プランや各種テイクアウトメニューの提供、G o T o トラベル事業をはじめとする様々な観光支援事業にも取り組み、集客活動に努めました。

2の具体的な取組につきましては、浴浴センター、そして川西ダリヤパークゴルフ場、それぞれの部門ごとの取組の内容を記載してございますので、この内容につきましては後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

3ページにお移りください。

### 3、利用状況でございます。

川西町浴浴センターの利用者数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての部門で前期の利用者数を下回る結果となり、特に宿泊部門及び宴会部門の利用者数が著しく減少となりました。今期の利用者数は7万9,193人で、前期13万924人に対して5万1,731人の減となりました。前年比60.5%でございます。

川西ダリヤパークゴルフ場の利用者数については、ゴルフ場オープン3年目を迎え、新たに3つの大会を開催したことや、利用者からのコースコンディションの評判がよいこと等、コロナの影響をあまり受けることがなく、今期の利用者数は1万4,481人となり、前期1万1,785人に対して2,696人の増となりました。前年比122.9%でございます。

両施設を合わせた今期利用者数は9万3,674人となり、前期14万2,709人に対して4万9,035人の減となりました。前年比65.6%でございます。

施設ごとの利用者数につきましては、下記の表(1)(2)に記載のあるとおりでございます。

(1)の川西町浴浴センターの利用者数の表の下には、季節ごとの利用者数の分析が記載されてございます。

(2)の川西ダリヤパークゴルフ場の利用者数の表の下には、地域別の利用者数、そして利用割合の分析結果を記載してございますが、この内容につきましては後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

なお、より詳細の内容につきましては、5ページには川西町浴浴センターまどかの利用者調書、6ページにつきましては川西ダリヤパークゴルフ場の利用者明細書を添付してございますので、この内容につきましても後ほどご確認をお願い申し上げたいというふうに思います。

7ページにお移りください。

### 4、売上高及び損益状況でございます。

川西町浴浴センターの売上高は7,994万2,000円で、前期1億7,870万4,000円に対し、9,876万2,000円の大幅減額となりました。前年比44.7%でございます。

パークゴルフ場の売上高は644万6,000円となり、前期655万円に対して10万4,000円の減額となりました。前年比98.4%でございます。

両施設の売上高合計は8,638万8,000円となり、前期1億8,525万4,000円に対して、9,886万6,000円の減額となりました。前年比53.4%でございます。

施設ごとの売上高につきまして、下記に表（１）、（２）としてまとめられてございます。

（１）の川西町浴浴センターにつきましては大変厳しい状況でございましたが、レストラン部門については唯一プラス計上となったところでございます。

（２）のダリヤパークゴルフ場につきましては、先ほど利用者数につきましては増加したというふうなご報告を申し上げた一方、売上高につきましては減額となったところでございますが、この主な要因といたしましては、前期、第25期におきまして回数券の販売を行ってございまして、その回数券を利用された方が大変多かったこと、そしてまた報告の中にありましたとおり、食堂の部門につきまして、このコロナ禍におきまして営業を中止せざるを得なかったこと、これらが要因となっております。

表の以下の記載でございますが、この内容につきましては、ページをおめくりいただきまして、9ページに記載のございます損益計算書の内容につきまして取りまとめた内容となっておりますので、9ページをご覧いただきながらお聞き取りを賜りたいというふうに思います。

上記の売上高合計8,638万8,000円に指定管理料3,654万5,000円を加え、今期の総売上高は1億2,293万3,000円となり、前期の総売上高2億1,946万7,000円に対して9,653万4,000円の減額となりました。前年比56%でございます。

仕入高につきましては2,812万3,000円で、前期5,800万1,000円に対して2,987万8,000円の減額となりました。前年比48.5%でございます。

また、売上原価につきましては2,879万2,000円で、前期5,798万5,000円に対して2,919万3,000円の減額となりました。前年比49.7%でございます。

売上総利益は9,414万1,000円となり、前期1億6,148万1,000円に対して6,734万円の減額となりました。前年比58.3%でございます。

販売費及び一般管理費につきましては1億3,721万9,000円で、前期1億6,049万9,000円に対して2,328万円の減額となりました。前年比85.5%でございます。

今期の営業損失は4,307万8,000円となりました。

営業外収益につきましては、持続化給付金、雇用調整助成金等632万9,000円、満期となった倒産防止保険800万円を充当し、1,789万円となり、前期180万円に対して1,609万円の増額となりました。

営業外費用につきましては38万1,000円で、営業損失は2,556万9,000円となりました。

法人税、事業税等が18万9,000円となることから、当期純損失は2,575万8,000円となりま

した。

なお、当期の純損失の各施設ごとの内訳でございますが、浴浴センターまどかの部分につきましては損失が生じてございまして、マイナスの2,758万9,000円となっております。一方、パークゴルフ場につきましては利益が生じてございまして、プラスの183万1,000円となっている状況でございます。

以上が9ページの損益計算書の内容となっております。

なお、8ページにまたお戻りをいただきまして、8ページの中段以降につきましてはまとめのほうに記載をさせていただきます。読み上げさせていただきます。

前期の経営状況は、4月から1月まで順調に推移をしておりましたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3月の売上が減額となり、結果173万8,000円程度の純利益にとどまりました。

しかし、今期はコロナ関連のキャンセルが年度当初より相次ぎ、売上高の大きなダメージとなりました。年間のキャンセル件数503件、キャンセル人数5,930人、最低でも4,012万7,000円——見込みではございますが——の収入減という結果となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の終息のめどが見えない状況において、緊急事態宣言となる地域も拡大し、ワクチン接種の効果が期待されるものの、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

来期につきましては、このような難局を乗り切るため、新しいやり方を見だし、実践につなげ、安定した経営の継続となるよう、従業員一同努力してまいりますといった内容でございます。

なお、ページお進みいただきまして、9ページには先ほどの損益計算書が、10ページには販売費及び一般管理費の計算内訳とたな卸資産の決算内訳が記載してございます。

11ページにお進みいただきますと、会社の概要として、一般事項として株式の状況、役員の名、会議等の開催の状況などがまとめられてございます。

12ページにつきましては貸借対照表でございまして、資産の部につきましては、Ⅰの流動資産が2,053万5,223円、内訳は記載のとおりでございます。

Ⅱの固定資産が501万6,688円、内訳は記載のとおりでございます。

資産の部の合計が2,555万1,911円でございます。

右側にお移りをいただきまして、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債が2,537万7,590円、Ⅱの固定負債が3,368万7,000円でございます、負債の部の合計は5,906万4,590円とな

ってございます。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本につきまして、マイナス3,351万2,679円でございます。

Ⅱの評価・換算差額等とⅢの新株予約権につきましては計上がございませんので、株主資本の額と同額が純資産の部の合計額となります。

負債・純資産の部の合計金額が2,555万1,911円となっているものでございます。

次に、ページをお移りいただきまして、13ページ、14ページには株主資本等変動計算書が掲載されておりますので、なおご確認をお願いいたします。

15ページにつきましては損益処分計算書でございまして、当期末の処分損益4,851万2,679円につきましては、次期の繰越損失として処分することが決定されているところでございます。

16ページは個別注記表、17ページには監査報告書を記載してございます。後ほどご確認いただければというふうに思います。

コロナ禍におきまして大変厳しい経営を強いられている状況にございますが、私ども町といたしましても、取締役会のほうにも同席をさせていただいておるところでございます。そういった機会を捉えながら、経営状況等の把握に努めながら、一方では適正な指定管理の在り方などにつきましても今後検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

次に、27期（令和3年度）の事業計画書をご覧いただきたいというふうに思います。

期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

ページをおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

株式会社ダリヤパークサービス第27期（令和3年度）事業計画でございます。

1の運営方針でございます。

当社は、川西町浴浴センター並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的である町民の保養、健康増進、健全なスポーツ・レクリエーションの振興、地域間、世代間交流機会の創造等の目的達成のため、各種事業運営に取り組みます。また、施設の管理運営業務については、指定管理者として、基本協定書に基づき業務を遂行いたします。

川西町ダリヤ園及び森のマルシェ等町内関連施設との連携を図り、観光の拠点施設となるよう努めます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況が続く中、感染防止対策には十分配慮し、安全・安

心な環境づくりに努めます。

今年度も厳しい状況に置かれることは予想されますが、コロナ禍における新しいやり方を見だし、経営の継続・健全化のため、知恵を出し合い、従業員一同一丸となって事業運営に取り組んでまいりますという方針となっております。

2の事業概要、そして3ページの上段まで、各部門ごとの事業概要が記載されておりますので、こちらのほうにつきましては後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

3ページには、3としまして利用者や売上高等の目標値が掲げられてございます。

まず、利用者の目標値でございますが、川西町浴浴センターにおいては9万人、川西ダリヤパークゴルフ場につきましては1万2,000人、利用者合計で10万2,000人を目標としてございます。

次に、売上高でございますが、川西町浴浴センターにおいては1億1,000万、川西ダリヤパークゴルフ場につきましては700万円、合計1億1,700万円を売上高の合計としておるところでございます。

なお、4ページ、5ページにつきましては、部門ごとの利用者数の計画値を月ごとに整理をして計上されておりますので、その内容につきましては後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第5号 令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告について

○議長 日程第7、報告第5号 令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第5号 令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、一般財団法人川西町体育振興公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況を報告するものでございます。

内容につきまして、安部教育文化課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。



○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、報告第5号 令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告について、ご報告申し上げます。

本日付、町長名でございます。

それでは、お手元にお配りしております資料、令和2年度一般財団法人川西町体育振興公社事業報告によりご説明申し上げます。

表紙めくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。

初めに、令和2年度の基本方針でございますが、一般財団法人川西町体育振興公社定款に基づき、川西町社会体育施設の活用を進め、町民の主体的な生涯教育を通して、健康と体力づくりに関する事業を行い、町及び関係機関、団体との連携を密に町民の体育振興に寄与するとして業務を進めてまいりました。

次に、定款の変更でございますが、令和2年5月29日に開催されました公社臨時評議員会におきまして、公社の存続期間を令和3年3月31日までとする旨を定款に追記することについて可決されました。

その後、令和3年2月12日の理事会、3月9日の評議員会において公社解散について可決され、一般財団法人川西町体育振興公社につきましては、令和3年3月31日をもって解散されたところでございます。

なお、これまで町のスポーツ振興にご尽力いただきました公社職員4名につきましては、2名がスポーツ協会職員として同様の業務に従事していただき、2名につきましては7月完了を目途に、公社の清算業務に当たっていただいているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症ですが、令和2年4月16日から5月18日まで、感染拡大防止のため、指定管理施設である川西町総合運動公園等を閉鎖、休館としたところでございました。

次に、計画しておりました業務の実施状況でございます。

1の受任いたしましたスポーツ振興の拠点施設の管理・運営でございますが、町民総合体育館及びクラブハウスアイクを含む総合運動公園全般の管理・運営でございます。

2の委託を受けた各種事務局業務でございますが、2ページと3ページに令和2年4月30日に川西町体育協会から名称を変更いたしました一般社団法人川西町スポーツ協会に関する業務、4ページと5ページに川西町スポーツ少年団に関する業務、5ページと6ページに総

合型地域スポーツクラブ、スポーツかわにしに関する業務を記載してございます。

7ページに移りまして、3の公社自主事業として実施いたしましたスポーツ教室の開設でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、ほとんどの事業を中止せざるを得ない状況でございました。

4の各種スポーツ大会の開催及び助言でございますが、この事業につきましても新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほとんどの大会が中止となったところでございます。

8ページに移りまして、5のスポーツ関係団体及びスポーツクラブ等への指導助言について、記載のとおり指導助言に当たったところでございます。

6のスポーツに関する情報の収集・提供等の広報・啓蒙活動についてでございますが、①は町民総合体育館で運用しております施設予約管理システムを利用するためのIDの発行状況でございまして、9ページの②につきましては、年間を通した広報活動の内容でございます。

続きまして、10ページから12ページにつきましては、公社の理事会及び評議員会における承認、議決の内容でございますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。

貸借対照表により令和2年度の決算についてご報告申し上げます。

当年度の欄をご覧くださいと思います。

I資産の部、1、流動資産ですが、現金預金が611万3,322円で、これは令和3年3月31日時点の預金残高でございます。

未収金の1万6,616円を含めた流動資産合計は612万9,938円で、前年比75万8,252円の減でございます。

2、固定資産、(1)基本財産の定期預金につきましては、町からの1,000万円を基本財産としているものでございまして、特定資産及びその他固定資産はございませんので、流動資産を含めた資産合計は1,612万9,938円でございます。したがって、前年比は先に申し上げました額と同額の75万8,252円の減でございます。

続きまして、II負債の部、1、流動負債でございますが、職員の社会保険料の預り金などの未払金が38万2,794円、未払法人税等が7万2,000円、消費税の精算分としての未払消費税等が84万2,000円でございます。固定負債はございませんので、負債合計は129万6,794円で、前年比8万4,782円の増でございます。

III正味財産の部、2、一般正味財産は15ページから16ページの正味財産増減計算書により

後ほどご説明いたしますが、一般正味財産は1の資産合計額と2の負債合計額の差となりまして、1,483万3,144円でございます。

負債及び正味財産合計は1,612万9,938円で、前年比75万8,252円の減でございます。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思います。

正味財産増減計算書をご説明申し上げます。

I 一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益のうち、基本財産受取利息は1,000円で、定期預金の利息でございます。

次に、事業収益の内訳でございますが、参加料収入が2万5,500円、使用料収入が165万3,070円、大会開催等の事業受取料でございます事業受託料収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりほとんどのスポーツ大会の開催ができなかったことから、収入はございませんでしたので、施設管理運営受託料3,303万9,000円と合わせた事業収益計は3,471万7,570円で、前年比92万7,900円の減でございます。

次に、雑収入でございますが、預金利息、雑収入合わせて49万7,273円でございます。

したがって、経常収益計は3,521万5,843円で、前年比94万2,698円の減でございます。

続きまして、(2) 経常費用でございますが、事業推進に係る経費であります事業費と、法人経営、施設管理に係る経費であります管理費に区分して計上してございます。それぞれ事業費計が2,381万3,734円、管理費計が1,217万2,972円、合計した経常費用計は3,598万6,706円で、前年比119万8,493円の減でございます。また、(1) 経常収益計から(2) 経常費用計を差し引いた当期経常増減額はマイナスの77万863円で、前年比25万5,795円の増でございます。

次に、2、経常外増減の部、経常外収益でございますが、16ページをご覧いただきたいと思います。

経常外収益はございませんので、(2) 経常外費用の税引前当期一般正味財産増減額マイナス77万863円から法人税、住民税及び事業税7万2,171円を差し引きましたマイナス84万3,034円が当期一般正味財産増減額となるものでございます。

一般正味財産期首残高は、前年度期末残高の1,567万6,178円でございますので、その合計額となります一般正味財産期末残高は1,483万3,144円で、前年比84万3,034円の減でございます。

II 指定正味財産増減の部はございませんので、III 正味財産期末残高は1,483万3,144円で、前年比84万3,034円の減でございます。

この正味財産期末残高額1,483万3,144円が、14ページの貸借対照表のⅢ正味財産の部、正味財産合計額に計上されているものでございます。

続きまして、17ページの財産目録につきましては、貸借対照表の科目ごとの額が計上されているものでございます。流動資産の普通預金が611万3,322円、未収金が1万6,616円、固定資産の基本財産が1,000万円で、資産合計は1,612万9,938円でございます。

流動負債の未払金が38万2,794円、未払法人税等が7万2,000円、未払消費税等が84万2,000円で、負債合計は129万6,790円となりまして、正味財産は1,483万3,144円でございます。

私からの説明、ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時10分といたします。

(午前10時55分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

◎議第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決

処分の承認について

○議長 日程第8、議第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める

ため提案するものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

議第30号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、専第1号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりください。

令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,963万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,485万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年3月31日付、町長名でございます。

順番前後いたしますが、先に第2条、第3条のほうからご説明申し上げます。

当予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。

追加、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、虚空蔵山西線道路改良工事、金額については5,000万円でございます。

続いて、第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業、こちらは町道温井線並びに矢の沢線になります。金額は2,000万円でございます。

続いて、変更であります。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名は新庁舎整備事業、補正前の額に750万円増額しまして、9,919万2,000円とするものであります。内容については、庁舎敷地と歩道との舗装並びに水路布設工事の追加によるものでございます。

続いて、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名は二井町地内水路整備事業、こちらは補正前の額に34万6,000円減額いたしまして、5,098万4,000円とするものでございます。内容につきましては、登記が年度内に完了した分がありまして、その用地代を支払ったため、繰越額を減額したものでございます。

続いて、次のページをお開きください。

### 第3表地方債補正。

変更でございます。起債の目的に記載しておりますが、公共事業等から下の減収補填債まで、各事業の実績に合わせまして、補正前の限度額から合計で1億3,274万5,000円を減額し、補正後の合計額で25億1,781万3,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続いて、第1表関係ですが、別冊の資料を用いましてご説明申し上げます。

こちらの令和2年度川西町一般会計補正予算（第13号）の概要をご覧ください。

最初に、歳出でございます。これは、3月31日時点での人件費並びに事業費の確定に伴い、一部増額もありますが、ほとんどが減額の補正を行ったものでございます。

それでは、性質別に区分した補正額及び主要内容についてご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費、補正額は4,951万3,000円の減であります。給与費、報酬等の確定によるものでございます。

続いてナンバー2ですが、補助費等1億9,760万1,000円の減であります。補助費等の中で、上から9段目にありますふるさとづくり基金管理事業返礼品2,007万円の減であります。これは、いわゆるふるさと納税の寄附実績によって減額したものでございます。

続いて、上から16段目になりますが、町有牛貸付管理事業報償金1,665万8,000円の減であります。これは、町有牛の売払い頭数の実績により減額したものでございます。

続いて、補助費等の下から4段目になります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事

業補助金7,059万6,000円の減であります。これは、経済対策としての持続化給付金、飲食店等支援事業補助金等の申請実績により減額をしたものでございます。

続いて、その下になりますが、置賜広域行政事務組合負担金1,338万5,000円の減、こちらは消防費に係る負担金確定により減額したものでございます。

続いて、ナンバー3、物件費であります。1億159万4,000円の減であります。

2ページのほうをご覧ください。

一番上の段になりますが、地域おこし協力隊事業委託料1,377万5,000円の減、これはコロナの影響で受入れ人数の減少により減額したものでございます。

続いて、上から7段目になりますが、感染症予防・予防接種事業委託料等であります。1,147万9,000円の減。こちらは、小児用定期接種や高齢者インフルエンザ等の予防接種者の実績により減額をしたものでございます。

続いて、ナンバー4、維持補修費402万9,000円の減であります。これは、修繕等の実績により減額をしたものでございます。

続いて、ナンバー5、扶助費であります。4,566万8,000円の減、この中で1段目にあります障がい介護給付事業扶助費2,290万円の減、こちらは療養介護給付費や障がい者自立支援給付費などの実績により減額したものでございます。

扶助費の下から3段目になりますが、子育て支援医療事業扶助費1,053万7,000円の減であります。こちらも子どもの医療費の実績により減額したものでございます。

続いて、ナンバー6、普通建設事業費（補助）5,033万4,000円の減。この中の下から2段目になります花丘町下小松線防雪柵設置工事、工事費等ありますが、2,500万円の減であります。こちらは財源となります社会資本整備総合交付金の交付額に合わせて事業を先送りとしたため減額したものでございます。

続いて、ナンバー7、普通建設事業費（単独）8,333万1,000円の減。こちらの情報化推進事業工事費2,181万2,000円の減であります。これはいわゆる梨郷道路や国道287号バイパス工事に伴う支障移転工事費用で、工事の進捗に合わせて減額をしたものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

上から4段目になります小学校施設空調設備整備事業工事費4,138万円の減であります。これは、小学校のうち大塚小は令和元年度完了しており、犬川、中郡、吉島小学校は令和2年度に完了でございます。小松並びに玉庭小学校は、繰越しで今現在実施中でありまして、それぞれの工事費の確定見込みに合わせて減額したものであります。

続いて、ナンバー 8、災害復旧事業費（補助）1,380万円の減であります。これは、災害復旧事業の 5 か所のうち 3 か所が令和 2 年度中に完了しておりまして、残り 2 か所、繰り越して事業実施するものであります。これらの工事費の確定見込みに合わせまして減額したものでございます。

続いて、ナンバー 9、災害復旧事業費（単独）125万9,000円の増であります。こちらは、玉庭地区内の河川 1 か所でありまして、災害復旧工事費の確定によりまして増額したものでございます。

続いて、ナンバー10、積立金27万9,000円の増であります。この中で1段目になります財政調整基金積立金2,414万9,000円の増、こちらは補正予算の財源調整として積み立てるものでございます。

続いて、その下になりますふるさとづくり基金積立金1,933万2,000円の減となります。これは、寄附金の実績に合わせて減額したものにありますが、積立額といたしましては、利子分も合わせまして1億7,067万8,000円ほどとなります。

続いて、ナンバー11、投資及び出資金153万1,000円の減であります。

続いて、ナンバー12、繰出金であります。1,446万6,000円の減、下水道会計、介護保険事業会計、それぞれ記載の額の減額となります。

続いて、ナンバー13、公債費であります。1,930万5,000円の減でありまして、このうち町債償還利子、償還利子とありますが、1,231万4,000円の減となります。これは、借入れ利率の確定等により減額したものでございます。

続いて、4 ページをご覧ください。

2 の歳入になります。

歳入につきましては、収入見込額、交付決定などに合わせて減額、一部増額の補正を行ったものであります。

それでは、歳入項目別に区分した補正額及び主な内容についてご説明申し上げます。

ナンバー 1、町税であります。986万4,000円の減。このうち、上段にあります環境性能割現年課税分として803万3,000円の減となります。これは、軽自動車税の取得実績により減額したものでございます。

続いて、ナンバー 2、地方譲与税262万円の減。譲与額の確定により増額及び減額したものでございます。

続いて、ナンバー 3 からナンバー11、それぞれの交付金であります。交付額の確定によ



り増額及び減額したものでありますが、特にナンバー10、地方交付税をご覧ください。補正額で5,263万3,000円の増であります。これは、特別交付税の3月交付分ですが、除雪費に係る交付額の増によるものでございます。

続いて、ナンバー12、分担金及び負担金341万8,000円の減であります。このうち保育所保育料で535万6,000円の減があります。これは、新型コロナの影響で保育所を休園せざるを得ない状況となり、保育料が減額になったことによるものであります。

その下の保育所運営費負担金（受託分）267万3,000円の増であります。これは、町外から小松保育所へ入所されている子供の受託分となりますが、当初予算より増えたことによりまして増額でございます。

続いて、ナンバー13、使用料及び手数料486万1,000円の減。これは、金額の確定によるものでございます。

続いて、ナンバー14、国庫支出金3,630万8,000円の減であります。この中で、上から4段目になります公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,010万5,000円の減であります。災害復旧事業費の確定見込みに合わせて減額したものでございます。

次に、その下になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金671万4,000円の増であります。交付金の確定に合わせて増額し、コロナ対策事業の財源に充当したものでございます。

続いて、上から7段目と8段目になりますが、特別定額給付金事業費国庫補助金、その下が同様の事務費の国庫補助金、それぞれ450万円の減、1,020万2,000円の減となります。この2つの補助金につきましては、新型コロナ対応の緊急経済対策として1人10万円の給付金が交付された事業の確定により、給付額並びに事業費を減額したものでございます。

続いて、下から3段目になりますが、社会資本整備総合交付金4,246万7,000円の減であります。こちらは、道路橋梁に係る交付金の決定に合わせて減額したものでございます。

その下、臨時道路除雪費国庫補助金4,700万円の増、これは追加交付に合わせて増額を行ったものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

一番上の段になりますが、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金184万2,000円の増、国からの交付決定を受けて増額をしたものでございます。

続いて、ナンバー15、県支出金7,218万5,000円の減であります。上から3段目になりますが、災害救助費負担金375万円の増。こちらは雪害で亡くなられた遺族への弔慰金に対する

国、県の負担金を計上したものであります。法律に基づきまして弔慰金の2分の1が国、4分の1が県、残り4分の1が町となる、その国、県の支出金でございます。

続いて、上から6段目になりますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金150万円の増であります。これは、先ほどの4ページのナンバー12の国庫支出金、下から5段目にあります新型コロナウイルス緊急包括支援交付金、こちらが県補助金に置き換わったものでありまして、ナンバー14では減額、その分ナンバー15、県支出金で150万円増額したものでございます。

続いて、下から5段目になります。新生活様式対応支援事業費県補助金1,137万円の減であります。こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の実績に合わせて補助金額が確定したことによる減額でございます。

続いて、ナンバー16、財産収入2,115万4,000円の減。このうち、町有牛売払収入2,208万8,000円の減。これは、町有牛の売払い頭数確定による減額であります。

その他で90万4,000円増額となっておりますが、これはスクールバスの更新に伴い、小学校用1台、中学校用1台の売払い収入分を増額したものでございます。

続いて、ナンバー17、寄附金1,932万8,000円の減。ふるさとづくり寄附金であります。これは、確定による減額でありまして、寄附額は1億7,067万2,000円でありました。

続いて、ナンバー18、繰入金2億6,383万円の減であります。このうち、1段目にあります財政調整基金繰入金2億2,769万9,000円の減であります。こちらは、歳出の減額が大きいため、取崩し額を減ずるものでございます。

続いて、2段目になります庁舎建設基金繰入金1,077万9,000円の増であります。これは、庁舎建設事業の確定見込みにより財源更正を行うための増額でございます。

続いて、その下になります。ふるさとづくり基金繰入金3,518万5,000円の減であります。これは、事業費の確定並びに返礼品の減などにより取崩し額を減ずるものであります。

続いて、ナンバー19、諸支出金2,620万6,000円の減であります。1段目にあります除雪費負担金570万9,000円の増であります。除雪の実績に合わせて増額したものであります。

続いて、一番下の段になりますが、返還金151万円の増であります。重度心身障がい者医療事業及び子育て支援医療事業の高額療養費等の前年度分精算の返還金の実績に合わせて増額したものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

上から3段目になります支障電柱移転補償料2,181万2,000円の減であります。これは、先

ほど歳出でご説明いたしました2ページにあります、最下段であります情報化推進事業工事費見合いの分で、通信事業者から受領する補償料の減額を行ったものでございます。

続いて、ナンバー20、町債1億3,274万5,000円の減。内訳の欄に各事業ごとの起債を記入し、それぞれ減額する金額を掲載してございます。こちらは、補正予算書の事項別明細書15ページからの目的に合わせて記載してございます。各事業の実績に合わせて減額または一部増額もございますが、減額を行ったものでございます。合計で5億7,963万4,000円の減となりまして、表の下に括弧書きで記載しておりますが、令和3年3月31日専決補正後の財政調整基金の残高は4億523万9,000円となります。なお、参考までであります、標準財政規模と比較した数値は6.1%となります。

報告は以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

9番橋本欣一君。

○9番 9番です。歳出の補助費の中の下段から4段目の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業で7,000万を減額しているということでございますけれども、この持続化給付金等の支給金額が減ったということでしょうけれども、申請がなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 今回の専決補正の部分につきましては、財政課長からございましたとおり、事業の実績に基づいての補正予算ということになります。今ご指摘をいただいた内容につきましては、例えば持続化交付金につきましては、一方で国で持続化給付金というふうな制度を用いながらその支援に当たってまいりました。私どもの持続化交付金につきましては、その国の制度に乗れなかった方、これを私どものほうで支援させていただくというふうな制度設計を行ったところでございます。当初のどのぐらいの件数を見るかというふうなところは大変難しいものがございましたが、結果として非常に影響の度合いは大きく、国のほうの制度に乗られた方が多かったと私どものほうでは認識をしております。町のほうの制度に乗られた方が結果として少なかったと、その結果としてこのような大きな減額というふうになったものでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 了解しました。100万、200万のほうに申請者が多かったということで、もくろみよりも少なかったということなんでしょうけれども、ちなみに今現在この件数というか、分かり

ますか、それ。分かれば教えていただきたいし、分からなければ、後で資料で頂ければ結構です。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 この内容につきましては、過日の全員協議会の際にもご報告を申し上げている内容ということでございますが、結果といたしまして、法人が29の事業所、あと個人の事業者につきましては31の事業所、トータルで60事業所の方への支援を行ってございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時43分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

---

◎議第31号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

の専決処分の承認について

○議長 日程第9 議第31号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに質疑いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第31号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付、町長名でございます。

ページめくっていただきたいと思ひます。

専第2号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

令和3年3月31日付、町長名でございます。

ページをめくっていただきたいと思ひます。

令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,065万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,208万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

令和3年3月31日、町長名でございます。

先に、第2条、第3条の繰越明許費、地方債のほうを説明申し上げます。

本資料の3ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費でございます。

2款公共下水道費、第1項下水道建設費、事業名、公共下水道事業（補助）でございます。546万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、4ページ、お開きいただきしたいと思います。

第3表地方債の補正でございます。変更でございます。

起債の目的でございますが、公共下水道整備事業債、補正前3,820万円から940万円を減じて、補正後で2,880万円としたものでございます。

特定環境保全公共下水道整備事業債につきましては、補正前60万円でございますが、60万円を減じてゼロとするものでございます。

合わせて、補正前トータルで1億750万円から、補正後で9,750万円としたものでございます。

次に、概要のほうでご説明を申し上げたいと思います。

A4の資料ということでございます。

1の歳出でございます。

第1款総務費でございます。補正額23万3,000円の減額でございます。これにつきましては、一般職員の時間外手当の減額ということでございます。

第2款公共下水道事業費、補正額1,632万1,000円を減額するものでございます。内容につきましては、メディカルタウンに係ります污水管布設工事の単独事業で717万3,000円、それから梨郷道路の整備に伴います支障下水道管の布設工事、事業の確定によりまして604万8,000円の減額、それから公共污水柵設置工事につきましては、実績に応じまして350万円を減じるものでございます。

3款施設費でございますが、393万円を減額するものでございます。内容につきましては、管路調査業務の委託につきましては、実績に応じまして150万8,000円の減額をするものでございます。そのほか、マンホール周りの舗装工事等の維持修繕費としまして、実績に応じまして242万2,000円を減じるものでございます。

4款公債費でございますが、町債償還利子でございまして、利率の確定によりまして17万

円を減じるものでございます。

歳出合計で2,065万4,000円でございます。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金であります。31万円の減額でございます。内容につきましては、公共汚水柵の設置に伴います受益者から頂きます分担金、それから負担金でございます。

2款の使用料及び手数料でございますが、567万円の減額でございます。これにつきましては下水道の使用料ということで、実績に応じまして減額をするものでございます。

5款繰入金でございますが、一般会計繰入金として467万4,000円を減額するものでございます。

8款町債でございますが、1,000万円を減額するものでございます。内容については、記載のそれぞれの事業債を減額するものでございます。

以上、説明を申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第32号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について

○議長 日程第10、議第32号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第32号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

議第32号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

令和3年6月本日付、町長名でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

専第3号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

令和3年3月31日、町長名でございます。

もう1枚をお開きいただきたいと思います。

令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,106万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,924万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。



令和3年3月31日、町長名でございます。

内容につきましては、一番最後につづられております概要をもちましてご説明を申し上げたいと思います。

1の歳出でございます。

第1款総務費であります。補正額が109万円の減でございます。主な内容として、介護保険の事務経費、賦課徴収事務経費、介護認定審査会経費となっております。

次に、第2款保険給付費であります。補正額が4,835万8,000円の減でございます。内容として、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費、高額介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス給付費等となっております。

第3款でございます。地域支援事業費2,161万6,000円の減となっております。主な内容として、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費、介護予防支援事業費でございます。

こちらの事業費の中で減額になっている理由として、やはりコロナ感染症による事業の中止、それから縮小、デイサービス等の利用控えが影響したものと思われま

合計が7,106万4,000円の減でございます。

2の歳入でございます。

第1款介護保険料870万6,000円の増。主な内容として、特別徴収分、普通徴収分滞納繰越分でございます。

次に、第2款督促手数料1万2,000円。

次に、第3款国庫支出金1,688万7,000円の減でございます。こちらは、国の財源の負担分となっております。主な内容として、介護給付費国庫負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、総合事業調整交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険災害等臨時特例補助金となっております。

次に、第4款県支出金975万5,000円の減となっております。こちらは、県の財源の負担分となります。主な内容として介護給付費県負担金、地域支援事業交付金でございます。

第5款支払基金交付金でございます。こちらは、主に第2号被保険者分の内容となっております。1,737万2,000円の減となっております。主な内容として介護給付費交付金、地域支援事業交付金となっております。

第7款繰入金でございます。3,525万1,000円の減。これは、一般会計の繰入金と介護給付

費準備基金の繰入金となっております。

第9款諸収入51万7,000円。これは、主な理由といたしまして介護予防支援事業費の収入でございます。

歳入の合計が7,106万4,000円の減となっております。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

1 番井上晃一君。

○1 番 1 番井上です。

基金残高だけ確認させていただければ。

○議長 原田課長。

○福祉介護課長 介護給付費の準備基金残高でございますが、1億8,546万円となっております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第38号 町有地の貸付けについて

◎議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第2号)

◎議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 日程第11、議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

本日付提出、川西町長名でございます。

それでは、改正の内容につきましては、お配りしております概要書に基づきましてご説明申し上げます。

1、改正の趣旨については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例を改正するものです。

2、改正の内容については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が削除されたことにより、同条の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を次のとおり改めるものでございます。

定義につきましては、次のとおり、改正前及び改正後であります。

3、施行期日等については、この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するものです。

説明は以上となります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、介護保険法施行令の規定に基づき、低所得者層に対する保険料

の軽減を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症による収入に影響を受けた世帯について、保険料の減免を実施するため提案するものであります。

内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、命によりまして、川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議第37号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正するというもので、令和3年6月11日提出で、町長名でございます。

内容につきましては、別建ての概要をもちましてご説明を申し上げたいと思います。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例の概要。

#### 1、改正の趣旨。

介護保険法施行令第38条第10項から第12項までの規定に基づき、低所得者層である第1段階から第3段階までの保険料の軽減を実施することで、第1号被保険者の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯について、保険料の減免等を実施するものでございます。

#### 2、改正の内容でございます。

##### (1) 低所得層の保険料の軽減。

令和元年10月から消費税10%の引上げに合わせて令和2年度まで軽減を図ってきましたが、令和3年度から5年度までの保険料について、引き続き下表により第1段階から第3段階までの保険料基準額に乗ずる標準割合を減らすことにより、保険料（年額）を減額するものでございます。

表をご覧いただきたいと思います。

左側の表でございますが、これは令和3年度から5年度の本来の率と保険料でございますが、第1段階から第9段階までございます。そちらの第1段階から2、3段階、これにつきまして、右側の率、それから保険料になるというような内容でございます。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の延長。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保険者について、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が定められている保険料について減額をしてきまし

たが、このたびさらに令和4年3月31日までに延長するものでございます。

具体的な内容につきましては下表のほうになっておりますが、減額の要件といたしまして①から③がでございます。それに合わせて右側の減額又は免除の割合ということで、全額、それから別途算出された額の全部、別途算出された額の10分の8というような減額の体制でございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

3の施行期日等、(1)この条例は公布の日から施行し、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の規定については、令和3年4月1日から適用する。

(2)低所得者層に関する保険料の軽減は、令和3年度分から令和5年度分に限り適用する。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第38号 町有地の貸付けについてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、町有地を水源涵養保安林として造成すべく、水源林造成事業を活用し、国立研究開発法人森林研究・整備機構に土地を貸し付けるため提案するものであります。

内容につきまして、内谷農地林務課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、町有地の貸付けについてご説明いたします。

議第38号 町有地の貸付けについて。

町有地を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

記。

1、貸付けの目的。水源林造成事業の用に使用するため。

2、貸付け物件。所在、川西町大字玉庭字三滝沢6873番の内、契約面積が16ヘクタールとなります。

3、貸付けの相手先。住所、茨城県つくば市松の里1番地、名称、国立研究開発法人森林研究・整備機構、理事長、浅野 透。

4、貸付けの期間。契約の日から85年間。

5、その他。分収造林契約方式により町有地を貸し付けて造成を図るため、貸付期間中地上権を設定するものです。

なお、分収割合につきましては、造林所有者の川西町が40%、造林者の米沢地方森林組合が10%、造林費負担者の国立研究開発法人森林研究・整備機構が50%となります。

令和3年6月11日提出、川西町長名です。

それでは、別紙の事業内容を説明申し上げたいというふうに思います。

町有地の貸付けに関する付属資料。

1、水源林造成事業とは。

(1) 水源を涵養するための森林の造成を行い、もって森林の有する公益的機能の維持推進に資することを目的とするものです。

(2) 奥地水源地の民有林で、所有者の自助努力等によっては適正な整備が望めない箇所に分収造林契約方式等により水源林を造成するものです。

(3) 分収造林契約では、土地に地上権を設定することによって、行政的なコントロールの下で適正な森林管理を長期間にわたり安定的に実施するものです。

(4) 国民生活に不可欠な水の安定供給など森林の公益的機能の発揮に貢献するものです。

2、分収造林契約による事業の仕組みです。

分収造林契約方式とは、造林所有者（町）が土地を提供し、造林者（森林組合）が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、国立研究開発法人森林研究・整備機構が費用の負担と技術指導等を行う仕組みで森林を造成する事業です。主伐時の収益の分収率をあらかじめ定めておくものです。

なお、分収造林の流れでございますけれども、初めに分収造林契約を行い、その後、植栽を行います。今回の内容につきましては、1年から3年目に行う予定となっております。植栽された木を2年目以降は保育し、それ以降、下刈り、つる切り、除伐、間伐を実施します。50年目から80年目に主伐に入りまして、その間、小面積分散伐採という方法で伐採を行います。伐採後、その収益分収ですけれども、割合としまして、造林所有者が40%、造林者が10%、国立研究開発法人森林研究・整備機構が50%となります。

なお、小面積分散伐採とは、公益的機能が長期にわたり発揮できるよう、主伐時の伐採を50年から80年程度までの数十年にわたり、小面積に分散して実施する方法となります。

なお、契約についてでございますけれども、本議会の本会議の議決を受けまして、川西町、

米沢地方森林組合及び国立研究開発法人森林研究・整備機構の3者で分収造林契約を行う子  
こととなります。

以上です。

なお、次ページは位置図になりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,978万2,000円を追加し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ114億205万3,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げま  
す。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、令和3年度川西町一般会計補正予算（第2号）についてご説明  
申し上げます。

議第33号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条の内容につきましては、ただいま町長から申し上げた金額のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

本日付提出、町長名でございます。

この内容につきましては、別冊の概要でご説明を申し上げます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

1、歳出であります。性質別に区分した補正額及び主な内容を抜粋してご説明申し上げ  
ます。

ナンバー1、人件費でございます。補正額494万5,000円の減、これは人事異動及び職員の  
配置に合わせた減額でございます。

ナンバー2、補助費等2,609万9,000円の増額であります。

この中で主なものとしたしまして、上から4段目になります過疎地域等集落ネットワーク

圏形成支援事業補助金1,242万3,000円の増であります。これは、きらりよしじまネットワークが総務省に申請している事業の補助金を交付するため増額するものでございます。

1つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業報償費等765万円の増であります。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師、看護師に対する報償費で、接種回数が増に対応するため、同じ事業内で委託料等を減額し、事業費の中で組み換えをして増額をするものでございます。

続いて、ナンバー3、物件費でございます。371万9,000円の増。このうち上から4段目になります公共施設等総合管理計画進行管理事業委託料でございます350万円の増。これは、総務省からの通知によりまして、平成27年度策定いたしました計画の時点修正を行うものでございます。本年度に限り、特別交付税の財源措置がされるため、本年度実施するものでございます。

続いて、ナンバー4、維持修繕費100万円の増。町営住宅に係る修繕費の増額補正でございます。

続いて、ナンバー5、扶助費1,330万円の増。上から2段目になります低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業扶助費といたしまして1,250万円の増額を行うものでございます。これは、国の制度に基づきまして、対象児童1人当たり5万円の支給を行うものでございます。

続いて、ナンバー6、普通建設事業（補助）3,002万9,000円の増。1段目にあります空家対策除却工事費280万円、これは特定空き家1件の除却を行うために増額補正をするものであります。

続いて、2段目にあります地区交流センター管理運営事業工事費1,703万2,000円の増額。これは、新型コロナ対策として、トイレ環境の改善や空調設備の整備を行うものでございます。

続いて、ナンバー7、普通建設事業費（単独）1,306万1,000円の増額を行うものでございます。この中で2段目にあります新型コロナウイルス感染対策事業費工事費330万円、これは小・中学校の水道蛇口をレバーハンドルに交換するもの、以下、下に記載してある工事費についても手洗いの自動水栓化等、コロナ対策に関わるものでございます。

ナンバー8、繰出金751万9,000円の増。介護保険並びに下水道事業特別会計への繰出金の増でありまして、これは人事異動による人件費の増額分でございます。

続いて、裏面をご覧ください。



2の歳出でございます。

1の地方交付税150万円の増であります。これは、特別交付税の増でありまして、先ほどご説明いたしました公共施設等総合管理計画の見直しに対する財源として交付されるものの増額でございます。

続いて、ナンバー2、国庫支出金、上から3段目にあります過疎地域持続的発展支援交付金1,242万3,000円の増。これは先ほどご説明いたしましたきりよしじまネットワークが申請している交付金、支出見合いの収入額でございます。

続いて、その下の段になりますが、子育て世帯生活支援金給付国庫補助金1,566万7,000円、これも先ほどご説明いたしました低所得の子育て世帯、児童1人当たり5万円の給付、これに併せてシステムの改修や事務費分として交付される金額を合わせた増額でございます。

続いて、ナンバー3、県支出金972万6,000円の増、これは県補助事業として交付される交付金の増額でございます。

続いて、ナンバー4、寄附金71万円の増。このうち、上段にあります東京川西会、株式会社データシステム米沢より70万円、これは役場の新庁舎の開庁のお祝いとしてご寄附いただいたものの増額補正でございます。

続いて、ナンバー5、繰入金4,285万4,000円の増であります。これは財政調整基金の繰入金でありまして、財源調整のため増額するものでございます。

続いて、ナンバー6、諸収入390万円の増。これは、自治宝くじコミュニティ助成金として採択を受けて、3地区から申請が出ておりますが、その交付に係る助成金の収入増となる分でございます。

合計8,978万2,000円の増額補正となります。

なお、参考に括弧書きで記載しておりますが、補正後の財政調整基金の残高は3億336万8,000円となります。標準財政規模との比較では4.6%の割合となります。

あわせて、本日卓上配付させていただいた資料の中で、一部この補正予算（第2号）の事項別明細書の正誤表をおつけしておりました。訂正をお願いしたい箇所がございますので、ご説明させていただきます。

予算書の23ページと24ページになります。

給与費明細をおつけしておりますが、このうち職員の人数に誤りがございました。正誤表のとおりご訂正いただきたくお願いを申し上げます。

続けて、本日卓上配付いたしました資料、もう一枚ございまして、A4判、横の資料にな

ります。

一般会計補正予算（第2号）新型コロナウイルス感染症対応事業ということで、追加資料をつけさせていただきました。

先ほどご説明申し上げました各事業の中で、ナンバー1からナンバー12まで、コロナ関連の補正に係る事業を抜粋して一覧にまとめたものでございます。

ナンバー1については、人件費に関わる部分であります。一般職員給与費、この中でコロナ感染予防対策事業に対する職員の時間外並びに休日勤務手当500万円の増、以下記載のとおり各補正予算増額の内容並びに財源内訳を記載してございます。合計としまして、予算額4,994万1,000円、このうち国庫支出金といたしまして1,810万9,000円でございます。残りの金額につきましては、一番右側になります一般財源でも3,183万2,000円投入するという内容で予算編成をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第34号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,665万1,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第34号をご説明申し上げたいと思います。

令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条でございますが、地方債の変更は第2表地方債の補正による。

本日付、町長名でございます。

先に第2条の地方債のほうを説明申し上げたいと思います。

この資料の3ページをご覧くださいと思います。

第2表地方債の補正ということで、変更でございます。

起債の目的、公共下水道整備事業債でございます。補正前の限度額2,820万円に350万円を増額をし、3,270万円とするものでございます。

第1表歳入歳出の予算補正につきましては、概要のほうで説明を申し上げたいと思います。概要書で、1の歳出でございます。

第1款総務費でございます。補正額736万3,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、人事異動によりまして1名の職員が増加になりましたので、人件費の増額でございます。

第2款公共下水道事業費386万1,000円を増額するものでございます。内容について、工事請負後の増ということでございますが、個人の公共汚水枡の申請がございまして、それに伴います工事請負費の増額として386万1,000円を増額するものでございます。合わせて1,122万4,000円でございます。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金でございます。補正額26万5,000円でございます。受益者負担金として公共汚水枡設置をした方から負担金を頂くものでございます。

第5款繰入金でございます。745万9,000円、一般会計のほうから繰入れを行うものでございます。

第8款町債350万円でございます。工事費に係ります公共下水道整備事業債として350万円を増額するものでございます。

歳入歳出合わせて1,122万4,000円の増額補正でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,239万8,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、命によりまして、議第35号についてご説明を申し上げます。

令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出でございます。川西町長名でございます。

内容につきましては、別刷りの概要をもちましてご説明を申し上げます。

令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1の歳出でございます。

第3款地域支援事業費の中で、人事異動による人件費の増をお願いするものでございます。補正額は31万3,000円でございます。

2の歳入でございます。

その内訳といたしまして、第1款介護保険料が7万3,000円、介護保険料でございます。

第3款国庫支出金12万円、地域支援事業交付金でございます。

第4款県支出金6万円、地域支援事業交付金でございます。

第7款繰入金6万円、一般会計からの繰入金ということで、歳出歳入とも31万3,000円の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑になるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 コロナ関係が随所に出ておるわけでありまして、先ほど課長から追加資料の説明が

ございましたけれども、その内容を見ましても、各課にわたっておるような内容でございます。そこでお尋ね申し上げたい。

最初にちょっと要望を申し上げておきたいんですけれども、例えばこのコロナの内容については、大きく分ければ国の補助金というような事業の内容があるんですか。あるいは臨時交付金というような内容、そういう大別した概要説明いただきながら、ここの部分はこうなんですよというような説明をしていただければ大変分かりやすいんでないかということで、一工夫を最初をお願いをしておきたいと思います。

このコロナ対応の関係でありますけれども、この時間外関係、ちょっと数字を見ますと、令和2年度の額とちょっと比較しましても、単純に考えまして、職員の業務というものが増えているというふうに感じられるわけですが、実際この数字を見ますと、なかなか限られた予算の中で業務に当たるというものは、非常に負担がかかっておるのかなというふうに思うのと、それからかかった経費については、この国の交付金の関係で、職員の人件費のいわゆる時間外なども全額対象になるのかどうかちょっとお尋ね申し上げたいわけでありまして、つまりその先に、まあ一般質問でも通告申し上げておりますけれども、第三者委員会などでも労務時間なり、あるいは働き方改革についてもいろいろあるようでありまして、その点でちょっと心配をするわけでありまして、時間外に含むいわゆる労務管理、そういうところについてお尋ね申し上げたいんですけれども。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 このたび補正をお願いしておりますコロナ関係での500万円につきましては、当初予算の中で通常ベースの勤務に対しての時間外勤務手当等の予算措置を行っておりまして、このたびにつきましてはコロナに関してというところで増額の500万円ということをお願いしている内容でございます。

なお、昨年度のコロナ関係の部分でもやはり時間外手当、予算措置させていただいておるわけですが、コロナの部分に関しましては、2年度は約250万円措置させていただいているところでございます。やはりワクチン接種などの作業がスタートしておりますので、そういった日常の業務の中でのコロナ対策に係る負担というのは大きくなっているところを感じますので、このたびは500万ということで、今年度まずは上程させていただいているところでございます。

なお、労務管理につきましては、昨年度後半からそれぞれの職員のパソコンの使用時間などを各管理職に翌日には通知しているような形で行っております。ですので、その時間外

勤務の命令の時間とパソコンの使用時間などの違いなどがあれば、時間外勤務が伸びた場合などは、またその部分は修正して、命令などを修正するなど、そういった部分で労務管理については、まずは職員の勤務時間の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 労務管理は、総務課長の話ですと、今の時代ですから、パソコンが動いておればこれは仕事していると。パソコンが動いていなければ仕事していないということでないけれども、そういう労務管理ということですか。ああ、なるほどね。

あのね、町長、ちょっと数字なんですけれども、この労務管理の立場から、時間外の数字だけをちょっと前年度と比較して見てみたんですけれども、まあこれはケースはいいですよ、それぞれ事務的なものですから。ちなみに、令和2年度は当初3,200万ですが、途中から6,000万になり、4,800万というふうなことなんですよ、最終的な数字は、4,800万ね。ところが、コロナコロナということで、今回は586万という数字が、コロナ関係だけかどうか分かりませんが、今の総務課長の話ですと、586万が令和3年度の今回の補正に出ておるわけなんですけれども、これ決算というか、約5,000万なのに、もう今の時点で3,800万、4,000万に、1,000万ぐらい、増えるんでなくて、額が、今回補正だけ見ますと580万ということで増えているように見えますけれども、前年度の令和2年度の仕事よりも増えているんでないかなというふうに感じるわけなんですけどね。実際1,000万、前年度と比較した場合ですよ、下回っているという内容なんですよね。

ところが、驚いたところに、休日勤務手当というのは、これ見ますとね、これ令和2年度の当初の金額よりもですよ、令和3年度は非常に多いんですよ。ですから、時間外は抑えつつも、休日勤務で対応しろというふうになっているのかなといいますと、いわゆる町長が、様々職員の労務管理なり、あるいはいたわりながら、配慮されながら環境整備して努力されている部分は理解しないわけじゃないんですが、この数字だけ見ますと、時間外を抑える、よもやサービス残業ということはないと思うんですけれども、休日勤務手当は増えているというふうになりますと、日曜日、土曜日出て仕事しろというふうにまあ理解するわけなんですけど、そういう意味ではこの今の世並みのいわゆる働き方改革というもの、全然対応されていないんでないかと、まあこういうふうに言わざるを得ないんですけれども、まあ数字は別ですよ。後で数字は精査していただいて、その辺はどのようにされておりますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 時間外勤務が増えているのではないかというご指摘と、また働き方改革ということで、職員の健康を守るという観点で、長時間になっている実態を把握しながら改善すると、この2つを目標にしながら今取り組んでいるところであります。

昨年度につきましては、7月の豪雨災害、さらには12月からの豪雪等、職員の負担が増えたなという総括をしているところであります。あわせまして、コロナ対応などで新たな業務も増えてきたということもありまして、時間外が増嵩したのかなと。令和3年度当初予算につきましては、通常ベースからスタートさせていただきましたので、そういう意味では、今回ワクチン接種などで時間外が伸びるだろうということを想定して補正を組ませていただきました。

休日勤務が多いのではないかということにつきましては、今年は特殊要因ということで、開庁に合わせまして、引っ越し等につきましてはゴールデンウィーク期間中に多くの職員が出て引っ越し作業をせざるを得なかったということもございまして、業務は旧庁舎での業務と並行して引っ越し作業をせざるを得なかったということでご理解賜りたいと思います。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 今の説明のような内容であればいいんですけども、この数字でご指摘申し上げる限りにおいては、大丈夫なのかということと、それからちょっと最近新聞等を見ましても、言葉遣いにはかなり神経を使わないと様々な罰則があるようなので、ですが、当初、最初からかかる金額を見込みながらも、当初でぐっと落としておいて、途中からの数字が直るもの、これはよくありますよね。そういうふうになりますと、粉飾の予算とまでは言いませんけれども、数字をですよ、先ほどの標準財政規模の数字について例えば、課長が変わると何か財政が改善になるのかなと思って、ちょっとそういう皮肉った見方をしたんですけども、ぜひこの流れですね、これぐらいないわゆる財調になれば大丈夫でないかということで、例えばですよ、ちょっと提案の内容から外れるか分かりませんが、大丈夫かなという、自主的にやろうかと思うと、予算がない、金がないという、そういう中で、ぜひひとつこの分科会でもありますけれども、この全体像をですよ、町長、見えるような一工夫、冒頭にも申し上げましたけれども、担当課、職員にあっても、資料提供いただきながらお話あるいは説明をいただければ、より深まるんでないかということで、冒頭に、初日でございますので、お願いをいたすわけでありまして、どんなものでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま、高橋議員から要請いただきました内容をしっかり踏まえながら、分科会審

査等で資料等も準備してご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長 日程第17、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第11、議第36号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議第35号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎請願の付託

○議長 日程第18、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は2件であります。

請願第3号 小松幼稚園周辺道路整備についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、1番井上晃一君。

○1番 それでは、請願第3号ということで、記載のとおりであります。

請願書を朗読させていただいて、紹介とさせていただきたいと思います。

請願書。

小松幼稚園周辺道路整備についての請願。

紹介議員、請願者は記載のとおりであります。議長宛て。

請願の要旨。



川西町中小松地内、小松幼稚園付近の交通安全確保のため、周辺道路整備の要望ということでございます。

請願の理由。

親が共働きで子育てをしている世帯が増えてきていることから、近年は乳幼児の預け先として、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の需要が高く、本町唯一の認定こども園でもある小松幼稚園には、今年度、過去30年間で最多の118人の幼児が通園しています。また、併設している学童保育キッズビレッジ小学生クラブには、70人の小学生が利用しています。認定こども園と学童保育は、働きながら子育てをしている世帯に必要な施設であることから、今後も需要が見込まれます。

利用者の多くは、早朝から夕方遅い時間までの長時間保育を利用しています。また、近年は小松地区に限らず町内全地区からお子様を通園しています。このようなことから、すでに園児全体の7割以上、学童保育児童の全員が、毎日夕方に保護者の車による送迎を利用している状況です。

大字中小松三日町の交差点と松岸歯科医院前の町道入口付近は、町中心部の東西を東西往來のため住民にとって必要な路線であり普段から交通量が多いことに加えて、近年は幼稚園並びに学童送迎の車の通行も増えるようになりました。付近は小松小学校児童、川西中学校生徒の通学路としても利用されていますが、狭隘な道路のため車同士のすれ違いも困難です。往々にして自転車や歩行者の往來に危険な状況が見られます。

以上のことから、道路利用者と通学路の安全のため、現状を調査し、道路改修などの対策と改善を実施していただくようお願いいたします。

以上です。

○議長 本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第4号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、9番橋本欣一君。

○9番 それでは、請願第4号につきまして、私からご説明を申し上げます。

件名につきましては、新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願でございます。

請願者住所氏名につきましては、南陽市漆山1068番地、置賜農民連会長、小林茂樹氏、川西町大字小松1300番地、川西町農民組合副組合長、平田啓一氏でございます。

紹介議員につきましては、記載のとおりでございます。

趣旨につきましては、朗読の上、ご説明を申し上げます。

請願趣旨。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」から2019年産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、政府が有効な手立てをとらなかったため2020年産米の市場価格は大幅暴落しました。政府は、36万トンの上乗せ「減反」を打ち出しましたが、とても受け入れられる数量ではなく、感染拡大による、さらなる消費減少と相まって、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されています。

1月末に2021年産備蓄米の入札が行われ、わずか30社が11000円台という安値で99%近くを落札し、従来の備蓄米取扱い業者は売り先を失い、米市場の新たな混乱を招いています。

このままでは、JAなどの米概算金等も備蓄米落札価格を反映した低水準に下落しかねず、多くの米農家が米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府の責任による緊急買入などの、特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は30年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

請願事項につきましては4項目ございます。ご覧いただきまして、所管委員会におかれましては、慎重審査の上、ぜひご採択賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長 本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、鶴岡市、漆山ひとみ氏より、辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国および国会への意見書の採択を求める陳情が既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時14分)